

# 東松島市

令和5年度  
第2回

# 創業支援補助金

東松島市内で新たな創業・第二創業する方に対し、その経費の一部を補助します。

◆ 創業  
補助限度額 **250万円** 補助率 **2/3**

◆ 第二創業  
補助限度額 **250万円** 補助率 **1/3**



## ◆ 補助対象経費

事務所等の  
増改築費

事務所等の  
借入費

設備・  
備品費

広報費

開業事務  
手続費

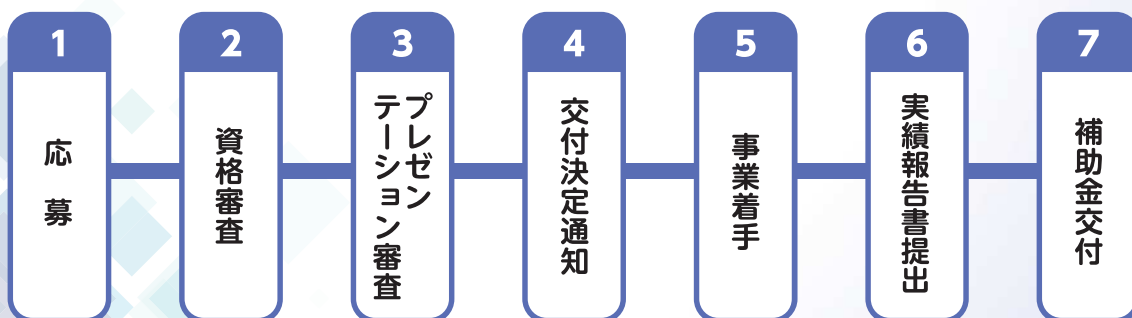
マーケティング  
調査費

専門家助言・  
指導費

## ◆ 募集期間

令和5年10月2日(月)から令和5年11月24日(金)17時まで必着

## ◆ 補助金交付までの流れ



問合わせ先

東松島市産業部商工観光課

〒981-0303

東松島市小野字新宮前5番地

☎0225-82-1111 (内線5151)

詳細は裏面を  
ご覧ください

# 東松島市創業支援補助金募集要項

## ◆対象者

本補助金の募集対象者は、以下の(1)から(6)の要件を全て満たす者であることが必要です。

- (1) 次のいずれかに該当する者
  - ・市内で新たに創業または第二創業をする個人または中小企業者など
  - ・補助事業公募開始前年度以降に市内で創業または第二創業した個人または中小企業者など
- (2) 補助金事業期間満了日までに個人開業又は会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人、その他法人格を有さない組合又は団体等の設立を行い、市内に事務所等を設置する者
- (3) 「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」の交付を受けた者
  - ※特定創業支援等事業…「創業チャレンジセミナー(東松島市商工会主催)」、「創業開成塾(石巻産業創造(株)主催)」
- (4) 東松島市暴力団排除条例(平成24年東松島市条例第44号)第2条第2号及び第4号に規定する暴力団関係者に該当しておらず、かつ、それらと関係を有していない者
- (5) 市町村の市税等を滞納していない者
- (6) 過去にこの補助金を受けていない者

## ◆補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、以下の(1)から(4)の要件を全て満たす事業であることが必要です。

- (1) 宮城県信用保証協会による信用保証の対象となる業種を営む事業であること。
- (2) 他の者が行っていた事業を継承して行う事業でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可を要する事業でないこと。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと。

## ◆提出書類(市HPより各種様式をダウンロードできます。)

- (1) 東松島市創業支援補助金交付申請書(様式第1号)
  - (2) 東松島市創業事業計画書(様式第2号)
  - (3) 収支予算書(様式第3号)
  - (4) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し(令和4年度又は令和5年度に、市が指定したセミナーを受講する必要があります。)
  - (5) 交付申請額の算出基礎資料
  - (6) 住所を有する市区町村の市税等の完納を証明する書類
  - (7) 暴力団員等の所属に関する調査同意書(様式第4号)
  - (8) 申請者本人を確認できる書類の写し(例)運転免許証、パスポート等
  - (9) 既創業者等は、次に掲げる書類
    - ア 個人として創業等をした場合は、管轄する税務署に提出した開業届の写し
    - イ 法人として創業等をした場合は、登記事項証明書及び定款又は規約
- ※必要に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

## ◆補助対象経費・補助率・限度額

補助対象経費	補助限度額	補助率	
		創業	第二創業
事務所等の増改築費	250万円以内 ※1,000円未満は切り捨て	3分の2以内	3分の1以内
事務所等の借入費			
設備・備品費			
広報費			
開業事務手続費			
マーケティング調査費			
専門家助言・指導費			

## ◆選考

- (1) 資格審査  
主に募集対象者、補助対象事業に適合しているかを審査します。
- (2) プレゼンテーション審査(資格審査を通過した方)  
本市で開催する創業支援補助金選定委員会において、申請者本人に事業説明を行っていただきます。  
申請者本人を含め、2名まで会場に入れます。

## ◆審査の着眼点

- (1) 事業実施の妥当性 (2) 事業の収益性 (3) 地域への波及効果 (4) 事業の実現可能性 (5) 事業の継続性